

令和5年度

金沢市町会連合会 常任理事会

日 時 令和6年1月18日（木）午前10時～

場 所 金沢市第二本庁舎 3階 2301会議室A

次 第

1 会長挨拶

2 議 題

（1） 災害義援金受付の実施について

（2） その他

災害義援金受付の実施について

趣 旨 1月1日に発生した能登半島地震により被災された方々に対し、金沢市町会連合会として、町会を通じて広く会員の皆様への支援の呼びかけを行い、義援金を募集し、被災地及び被災者への支援の一助とするもの。

募集する義援金について

名 称：令和6年能登半島地震災害義援金

募集期間：1月28日（日）から2月29日（木）まで

※開始日は、校下（地区）で、28日以降の設定をしていただいても構いません。

募集方法：各世帯への封筒配布による戸別収集

世帯→各町会→校下（地区）町会連合会で集計→市町会連合会で最終取りまとめ

※別添 案内文・封筒見本のとおり

寄託先等：「石川県」に寄託し、被災者に義援金をお届けします。

参 考 義援金が被災された方に届くまで

- 1 石川県 義援金の募集、受け付け開始
日本赤十字社石川県支部及び石川県共同募金会も義援金の募集、受け付け開始

- 2 石川県災害義援金配分委員会の設置
義援金受付団体代表、被災市町代表、関係団体代表、学識経験者で構成

- 3 日本赤十字社石川県支部及び石川県共同募金会から義援金配分委員会への送金

- 4 配分対象市町への送金
石川県災害義援金配分委員会により配分基準等を決定し、配分対象市町へ義援金が送金されます。

- 5 市町から被災者への義援金の配分
被災された方々からの申請に基づき、各市町から義援金が届けられます。

石川県受付中 名 称:令和6年能登半島地震災害義援金
期 間:令和6年1月4日(木)から令和6年12月27日(金)まで

令和6年1月18日

各校下（地区）町会連合会
事務局ご担当者 各位

金沢市町会連合会
会 長 中 川 一 成
(公 印 省 略)

「令和6年能登半島地震災害義援金」の募集について（お願い）

日頃から町会連合会活動にご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、このたびの能登半島地震による大規模な災害発生に対し、当連合会としても、多くの皆様に協力をいただき、被災された方々への義援金募集を行うことを本日の常任理事会で決定いたしました。

つきましては、募集にかかる具体的事務処理について、下記のとおりといたしますので、ご多忙のところ誠に恐縮ですが、ご理解のうえ、ご協力のほど何とぞよろしくお願い申し上げます。

記

1. 義援金募集の方法及び期間について

- ・募金方法は、各世帯への封筒配布による戸別収集方式とします。
(募金封筒は、1月25日までに各校下(地区)町連事務局へ世帯数相当分を印刷業者から送付いたします。)
- ・募金期間は、**1月28日（日）から2月29日（木）まで**とします。
注 募集開始日は、封筒配布後の期日で適宜定めていただいております。
締切日（2/29）については、厳守でお願いします。

2. 義援金の取扱い(振込等)について

- ・各校下(地区)町会連合会で集めた義援金は、立会人のもとで開封のうえ、総額を**3月15日（金）までに**下記指定口座に振り込みをお願いします。

指定口座

 - ・振込先 北國銀行 金沢市役所支店
 - ・口座名義 金沢市町会連合会 能登半島地震義援金
 - ・口座番号 普通預金 19216

振り込み後は、速やかに校下（地区）名、募金件数及び振込金額（募金総額）を市町連事務局あて FAX（222-0119）又はメール（chouren@spacelan.ne.jp）にて報告ください。

※北國銀行各店の窓口からの振込は、手数料(大量硬貨取扱手数料含む)が免除されます。

他の金融機関からの振込については、手数料が必要となりますので、各校下(地区)町会連合会で負担をお願いいたします。

なお、集めた義援金から手数料その他経費を引き去ることは出来ません。

3. 義援金の寄託先及び時期について

石川県へ3月中に寄託することとしています。

4. 領収書(預り証)の交付等について

義援金をいただいた方から、確定申告に必要な領収書の交付を求められた際には、ご面倒でも貴校下(地区)町会連合会会長名の「預り証」(下記参考例のとおり)を交付してください。

なお、義援金の経理及び管理については、他の経理と区別して、経理を明確にしておいてください。また、募金期間終了後であっても、確定申告時期までに、預り証の交付申請があることも想定されますので、募金封筒に金額を明記のうえ、5年間の保管をお願いします。預り証の交付先一覧表も作成し、あわせて保管しておいてください。

※預り証見本

預り証

住所

氏名 _____ 様

金 _____ 円

上記の金額を、令和6年能登半島地震災害義援金としてお預かりいたしました。

お預かりした義援金は、石川県「石川県令和6年能登半島地震災害義援金」口座に拠出いたします。

(注) この預り証をもって、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号の「特定寄附金」又は「国等に対する寄附金」に該当することの証明としてお使いいただけますので、大切に保管してください。

令和6年 月 日

〇〇校下(地区)町会連合会
会 長 〇 〇 〇 〇

配布の場合は、下線部分を修正のうえ配布をお願いします

令和6年1月 日

町会長（班長）・町会の皆様 へ

金沢市町会連合会 会長 中川 一成
各校下(地区)町会連合会 会長 氏 名
(公印省略)

「令和6年能登半島地震災害義援金」募集への協力について（お願い）

厳冬の候 皆様にはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃から町会運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、既にご承知のとおり、本年1月1日に発生した能登半島地震は、石川県能登地方を中心に広範囲に甚大な被害をもたらし、今なお懸命に救援・復旧活動が行われている状況です。

このたびの災害によりお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、今なお困難な生活を余儀なくされておられる方々に、心からお見舞いを申し上げる次第でございます。

金沢市町会連合会といたしましては、各校下(地区)町会連合会とともに、町会の皆様方からの義援金を募り、被災された方々に対しお贈りすることといたしました。

つきましては、なにとぞ格段のご理解をいただき、義援金募集への協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、各校下(地区)町会連合会からの義援金につきましては、3月中に石川県への寄託を行うこととしております。

各校下（地区）町会連合会
電話：076－ ー

預り証

住所

氏名 _____ 様

金 _____ 円

上記の金額を、令和6年能登半島地震災害義援金としてお預かりいたしました。

お預かりした義援金は、石川県「石川県令和6年能登半島地震災害義援金」口座に拠出いたします。

(注) この預り証をもって、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号の「特定寄附金」又は「国等に対する寄附金」に該当することの証明としてお使いいただけますので、大切に保管してください。

令和6年 月 日

〇〇校下（地区）町会連合会
会 長 ○ ○ ○ ○

預り証

住所

氏名 _____ 様

金 _____ 円

上記の金額を、令和6年能登半島地震災害義援金としてお預かりいたしました。

お預かりした義援金は、石川県「石川県令和6年能登半島地震災害義援金」口座に拠出いたします。

(注) この預り証をもって、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号の「特定寄附金」又は「国等に対する寄附金」に該当することの証明としてお使いいただけますので、大切に保管してください。

令和6年 月 日

〇〇校下（地区）町会連合会
会 長 ○ ○ ○ ○

令和六年能登半島地震 災害義援金

町会名	
住 所	
氏 名	
金 額	円

町会名・住所・氏名・金額の記載はご自由です。

【趣旨】

金沢市町会連合会は、「令和六年能登半島地震」により被災された方々への義援金の受付を行うことと致しました。お寄せいただいた義援金は、石川県に寄託し、全額を被災された方々にお届けします。

何とぞ趣旨をご理解のうえ、ご協力いただける皆様には、この封筒により
二月二十九日（木）までに義援金を班長様又は町会長様までご提出いただきますようお願い申し上げます。
皆様方の温かいご支援ご協力を重ねてお願い申し上げます。

各校下（地区）町会連合会

金沢市町会連合会（金沢市柿木島一番一号）

電話 二三〇―二四六六